

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する当会議の見解(概要)

## 問題意識

少子化の進行により労働人口の急減と国の成長力の大幅低下が懸念される中、有効な対処策の1つとして、女性の労働力率を高めて行くことが求められており、女性が安心して働き続けられる環境整備が必要。そのためには、待機児童問題の解消や潜在的な保育需要への対応が喫緊の課題であり、幼保一元化を見据えた保育制度の抜本的な改革が必須。(参考資料 P.2、3)

## 改革に当たっての3つの視点

○質の確保と量の拡大を図る効率的な事業運営 ○多様化する利用者ニーズに応えるサービスの提供 ○官民事業者のイコールフットイングの実現

## 具体的な改革案

### 1. 抜本的な保育制度改革

#### (1) 直接契約・直接補助方式の早期実現

- ① 認証保育所等を参考に、利用者が施設に直接申し込み、契約を結ぶ直接契約方式を導入する。(参考資料 P.4~6)
- ② 現在、施設へ機関補助されている公的補助を、保育の必要度に応じてバウチャー等で子育て世帯に配分する直接補助方式に転換する。

#### (2) 「保育に欠ける」要件の見直し

保護者の就労状況の多様化等を踏まえ、共働き世帯のみならず専業主婦(夫)世帯が一時的な預かり保育サービス等を受けられるよう入所基準を見直す。

#### (3) 官民イコールフットイングによる民間事業者の参入促進 (参考資料 P.7、8)

- ・ 公立、社会福祉法人に限定されている施設整備交付金を株式会社等の民間事業者にも給付する。
- ・ 現在、民間事業者には社会福祉法人会計が求められているが、株式会社が経営する場合には、企業会計の適用を認める。
- ・ 民営化の際、社会福祉法人以外の民間事業者を排除しないよう、自治体への指導を徹底する。

#### (4) 地域の実情に応じた施設の設置の促進

- ① 科学的・実証的な検証を行い、自治体独自の制度を参考に、施設設置の最低基準を見直す。(参考資料 P.9)
- ② 東京都の認証保育所等を国の制度として位置付け、直接契約の下、一定の補助・支援を行う。(参考資料 P.10)

### 2. その他の保育・子育て支援サービスにおける改革

#### (1) 認定こども園の運用改善と制度改革 (参考資料 P.11)

既存制度による認可の有無にかかわらず、一定の補助を行う。二重行政の解消により、真の幼保一元化への足掛かりとする。

#### (2) 家庭的保育(保育ママ)の活用促進と制度改革 (参考資料 P.12)

自治体の取組を参考に、保育ママ要件や実施基準を緩和し、質の確保とともに量的拡大を図る。「保育に欠ける」要件を撤廃し、対象児童を拡大する。

#### (3) 放課後児童クラブ(学童保育)の体制整備

クラブ分割や既存施設の有効活用を促進する。

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方 について

ページ番号:

「基本的考え方」(資料1)のページ

## ■3ページ 下から2つめの○

### 2 サービスの量的拡大

(2)「量」の拡充に向けた視点・留意点

## ■4ページ 下から2つめの○

### 3 サービスの質の維持・向上

(2)保育サービス

において、

- － 「認可保育所を基本としつつ」とあるが、認可＝基本という前提が合理的かつ妥当なのかの検証・議論は十分なされていないのではないか？
- － 限られた財源をどのような施設・サービスに優先的に投入すれば、保育の質を確保しつつ、供給量がより効率的に増やせるか等の検討も必要ではないか？
- － 科学的・実証的な検証がなされていない最低基準の見直しも、あわせて行うべきではないか？

## ■6ページ 1つめの○

### 5 保育サービス提供の仕組みの検討

(基本的考え方)において、

- － 保育サービスの「対人社会サービスとしての公的性格・特性」が強調されすぎるあまり、この考え方により、公的関与が過剰となる、あるいは新しい仕組み全体に適用されるおそれはないか？
- － 公的性格・特性の5点は、市場メカニズムと矛盾するものなのか？
- － 市場メカニズムにおいても、セーフティネット部分への公的関与は必要であり、その必要性が、市場メカニズムを導入できない理由とはなり得ないのではないか？ なお、当会議でも完全な市場メカニズムを主張しているわけではない。
- － 「新しい保育メカニズム」とは具体的に何を意味するものなのか？

## ■6ページ目 1番下の○

(利用方式のあり方)において、

- － 「新しい仕組みを導入する場合は、量の保障と、それを裏付ける財源の確保が不可欠」とあるが、追加財源がないと、改革に向けた検討が一切進められないとも読めるのではないか？
- － 直接補助方式の導入により利用者はさまざまなメリットを享受でき、また、健全な市場メカニズムにより、事業運営の効率化を図ることも可能ではないか？
- － また、「直接補助方式」が検討項目として記載されていないのはなぜか？ (特別部会の議論の間では、複数の委員からの言及があった)

## ■7ページ目 上から3つ目の○

(幼保連携)において、

- － 幼保一元化に向けた検討の方向性が明確に打ち出されていないのはなぜか？
- － 「認定こども園」は、制度・予算の一元化を図り、真の幼保一元化への足掛かりとすべきではないか？